

4. 部門別まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

基本的な考え方

市街地の無秩序な拡大を抑制し、良好な住環境や水と緑の環境を守っていきます。また、現在の土地利用を基本としながら、将来的な道路等の基盤整備の状況や、周辺環境を勘案し、地域の課題解決や区の持続的な発展に資する土地利用となるよう誘導します。なお、大規模な土地利用転換等が行われる場合は、周辺環境等へ配慮した計画となるよう誘導します。

① 中心地域

多様な都市機能の立地と都市型住宅地への更新を誘導し、まちの活気につながる、豊かな市街地づくりを進めます。

- ・拠点市街地（三ツ境駅、瀬谷駅周辺の市街地）では、商業業務機能を中心としつつ、多様な世帯の居住ニーズに応えるため都市型住宅の立地を図ります。
- ・沿道市街地Ⅰ（駅周辺の幹線道路に沿った市街地）では、道路の拡幅整備に合わせ、拠点市街地と一体となるよう、行政、文化、生活サービス機能の立地とともに、都市型住宅地として誘導します。また、三ツ境下草柳線周辺については、都市計画道路の整備と背後の住宅地の環境に配慮した沿道のまちづくりを進めます。
- ・拠点周辺市街地では、現在の低層中心の住環境に配慮しながら、道路等基盤整備を進め、利便性を生かした集合住宅や公共・公益施設等の立地を誘導します。

② 住宅地域

基本的に現在の住環境を維持・継承します。水と緑の環境を生かすとともに、住宅地としての良好な環境を保全し、開発や更新に合わせて、歩いて暮らせる範囲での生活機能を充足し、多様な世代が生活しやすい住環境へと改善を図ります。また、地区計画や建築協定等による住環境の維持・保全を進めます。

- ・低層住宅地Ⅰ（瀬谷区の大部分を占める低層の住宅市街地）については、戸建て住宅を中心とした土地利用とします。緑地や農地を宅地化する際には、周辺環境に配慮するなど、良好な住宅地を形成するよう計画的に誘導します。

- ・低層住宅地Ⅱ（中心地域に隣接した低層住宅地）では、低層の戸建て住宅と集合住宅等が共存する市街地としていきます。
- ・低層住宅地Ⅰ、Ⅱでは、宅地細分化等による密集化を抑制し、防災や環境に配慮した住宅地を形成するよう誘導します。
- ・中低層住宅地（団地地区）では、周辺の低層住宅に配慮しながら、中低層の集合住宅による良好な環境の保全に努めるとともに、周辺の住環境に寄与し、防災に資する緑の多い環境やオープンスペースを維持していきます。団地内の未利用地の活用を促進し、団地の改修や建替えにあたっては、地域の新たなニーズに対応した機能の導入を検討していきます。
- ・沿道市街地Ⅱ（幹線道路に沿った市街地）では、道路の整備に合わせ、背後の住宅地との関係に配慮しながら、中低層の集合住宅、事務所や日常生活の利便性を高める店舗、サービス施設等の立地を誘導します。
- ・近隣商店街地区（駅から離れて立地する商店街を中心とした複合市街地）では、日常生活の利便を高める店舗やサービス施設を誘導するとともに、区民が気軽に集える場の設置やコミュニティビジネスの促進等地域の活性化を図ります。
- ・二ツ橋北部地区土地区画整理事業区域では、三ツ境下草柳線周辺の事業の進捗状況を見ながら、狭あい道路の拡幅整備や地区計画の導入等により、地域の実情を考慮した住環境の整備・保全を図ります。

③ 緑農地域

基本的に農地や樹林地等の自然的土地利用を保全・継承します。

- ・樹林地については、土地所有者の協力を得ながら緑地保全制度等の活用により、まとまった緑地として保全を図ります。
- ・農地については、農業専用地区等の指定を目指し、営農環境の向上や農地の保全・活用を図ります。また、防災・災害復旧活動にも活用できるオープンスペースとして土地所有者の協力を得ながら保全・活用を図ります。
- ・福祉施設等の整備が行われる場合には、周辺環境との調和を図ります。
- ・既に市街化区域と同等の水準で開発、整備されている区域、あるいは横浜市の施策に資する計画的な市街地整備が確実に行われる場合には、市街化調整区域から市街化区域への編入を検討します。

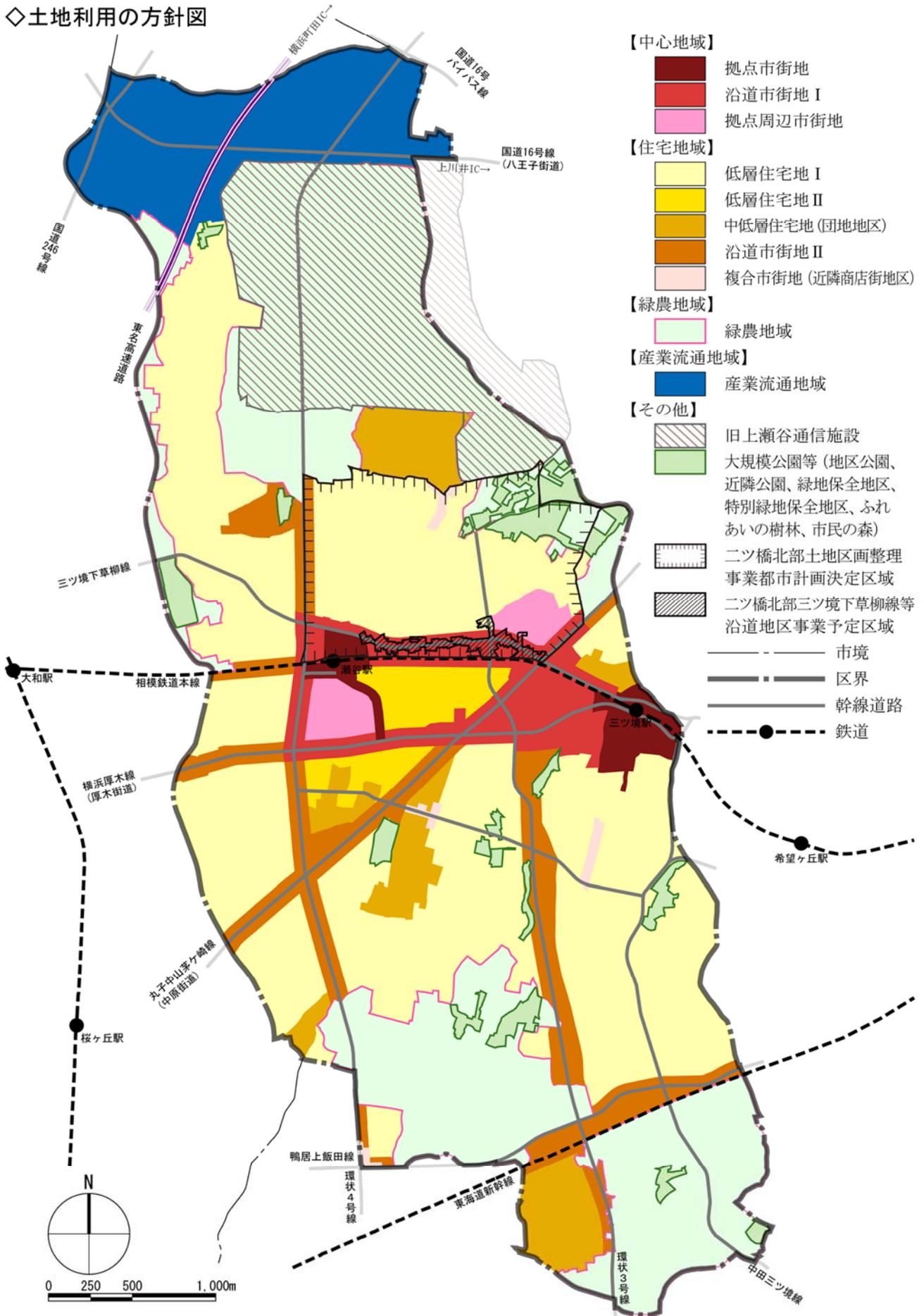
- ・自然環境との調和と地域の活性化や改善等の目的に資する計画が検討され、合意形成が図られている区域においては、周辺の市街化や道路等の整備状況、緑や農の保全とのバランス等を勘案しつつ、都市計画制度等の活用による土地利用を検討していきます。
- ・旧上瀬谷通信施設については、その広大さから横浜市に残された貴重な財産であるため、緑や農の保全とのバランス等を図りながら、全市的・広域的な課題への対応を考慮した跡地利用の具体化を図ります。また、あわせて周辺区域においても、都市的土地利用を含めた土地利用を誘導します。
- ・二ツ橋北部地区土地区画整理事業区域では、都市計画の取扱いについて検討し、緑地保全制度の活用等により、まとまった緑地の保全を図っていきます。

4 産業流通地域

広域的なアクセス条件の良さを生かした産業・流通施設を主体とした土地利用を継承します。

- ・高速道路のインターチェンジに近接するなど、広域交通との利便性を生かして、卸売業をはじめとした流通施設等について、集積を高め、操業環境の向上、活性化を図ります。
- ・大規模な施設の建替えや更新の際には、その敷地規模等を生かし、緑化の推進や景観に配慮した建物を誘導します。
- ・産業・流通業務の操業環境を維持するために、建築協定や地区計画等の導入を誘導します。また、住宅地等が立地する場合には、交通安全や事業活動に一層配慮し、周辺環境と調和したものとなるよう、計画的な環境づくりを誘導します。

◇土地利用の方針図



2. 都市の活力・魅力の方針

基本的な考え方

市街地の利便性向上や職住近接を実現するため、三ツ境駅・瀬谷駅の生活拠点や区北部と南部の活力を生かしたまちづくりを進めるとともに、地域や事業者との協力による住環境の向上や道路整備等を進め、多様な都市活動や活気あるまちづくりへの誘導を図ります。

1 「駅周辺の生活拠点」の形成

三ツ境駅及び瀬谷駅周辺では、拠点市街地を中心として、人口規模や人口構成に応じ、働く、楽しむ、買うなどの多様な都市活動を支える機能集積（商業・業務施設、文化施設、行政サービス施設、福祉施設、集合住宅等）と交通ターミナルの整備をはじめとした基盤整備を進めていきます。また、公開空地等を確保し、建物の緑化を進めるなど、生活拠点としての魅力を高めるように誘導します。

a. 三ツ境駅周辺

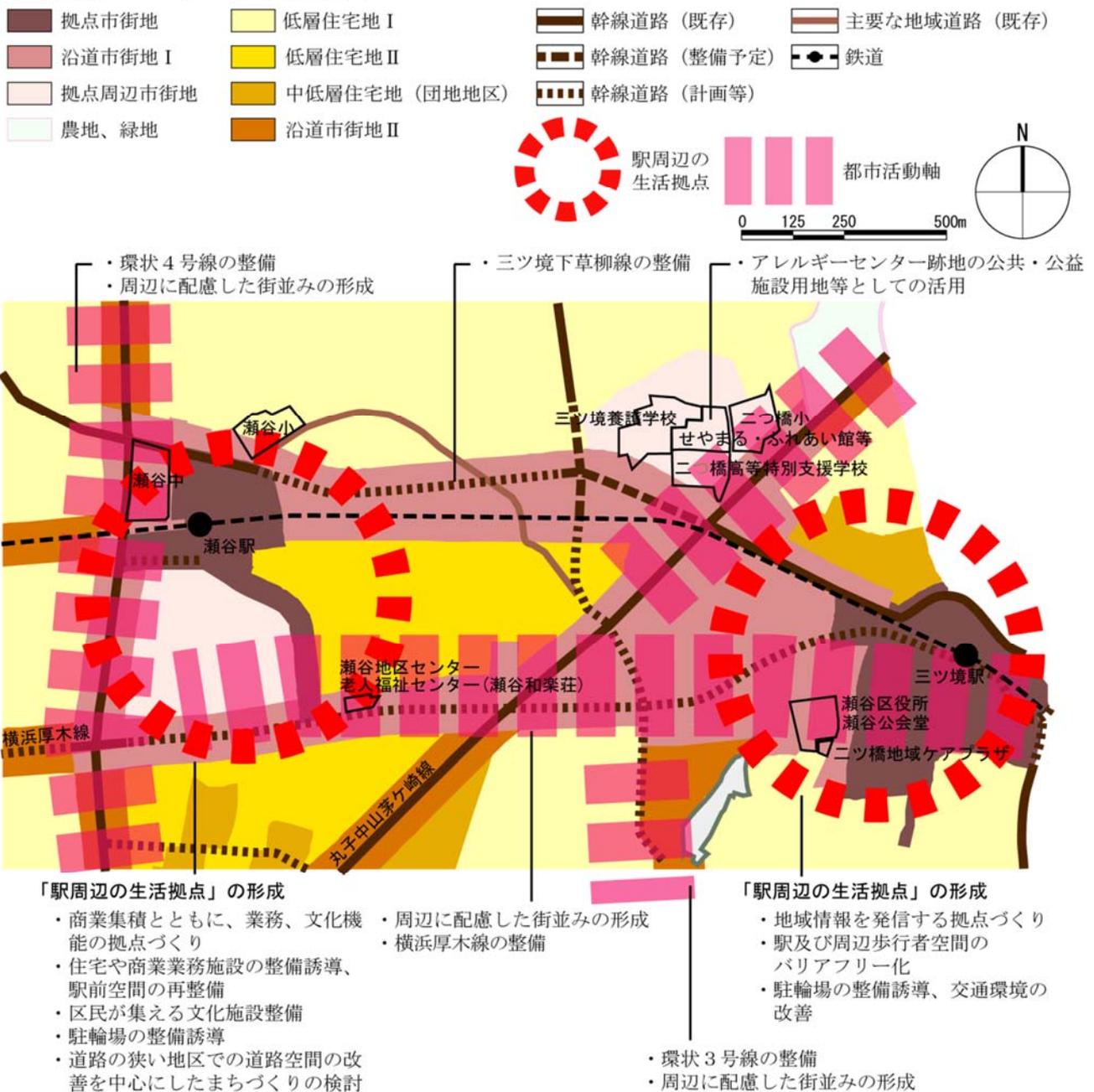
- ・商業施設や様々な行政機関の立地を生かし、区役所を中心とした、区民の求める地域情報を発信する拠点づくりを進めます。
- ・駅やその周辺においては建築物の改築等を契機として捉え、子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できるよう、エレベーターを設置するなど歩行空間のバリアフリー化を進めます。
- ・駅南口については、横浜厚木線（厚木街道）の拡幅整備や駐輪場整備の誘導を進めるほか、交通環境の改善を図ります。
- ・アレルギーセンター跡地については、福祉施設等の公共・公益施設用地等として活用します。

b. 瀬谷駅周辺

- ・商業集積とともに、業務、文化機能の拠点としてのまちづくりを進めます。
- ・瀬谷駅南口では、市街地再開発事業等の手法により、周辺の街並みに配慮しつつ、住宅や多様な商業業務施設の整備を誘導します。また、駅前広場等駅前空間の再整備を進めます。
- ・文化・芸術に親しむ機会を創出し、区民が集える文化施設を整備します。
- ・三ツ境下草柳線の整備を進め、駅周辺や三ツ境方面へのアクセスを改善します。

- ・ 自転車を利用しやすい環境づくりと放置自転車対策として、駅周辺の駐輪場の整備を誘導します。
- ・ 道路が狭く土地活用が進まない市街地においては、既存のまちなみの継承に留意しつつ、狭い道路の拡幅整備等による道路空間の改善を中心としたまちづくりを検討します。
- ・ 旧上瀬谷通信施設の最寄駅として、旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携したまちづくりを進めます。

◇駅周辺のまちづくり方針図



② 持続できる農業環境づくり

農を身近に感じられる環境を生かし、地域産業として瀬谷区の活力を支える農業環境づくりを進めます。

- ・農用地区域、農業専用地区については、農業振興のための基盤整備を進めます。
- ・市民利用型農園の開設等、区民が身近に農とふれあうことができる場づくりを進めるとともに、区民の援農活動による農家の支援や担い手の育成を進めます。
- ・農業従事者と連携した瀬谷ブランドの農畜産物作りや、環境保全型農業の取組等の支援を進めます。

③ 産業流通地域の環境づくり

道路等の都市基盤の整備を進めるとともに、産業の集積を生かした企業立地、操業環境の維持・保全を図っていきます。

- ・広域的なアクセス条件の良さを生かした産業・流通系の市街地として、産業構造の変化に対応した拠点的な地域への再編・整備を促すとともに、快適な就業環境の充実を図ります。
- ・活動を支える道路基盤として、国道16号線（八王子街道）や環状4号線の整備を進めます。

4 地域や事業者との協力による住環境の向上

住環境の改善に向けて、地域の発意・合意による地域まちづくりの取組を支援するとともに、個々の開発や更新が良好な住環境の実現につながるよう事業者と協力してまちづくりを進めていきます。

a. 良好な住宅供給・改善の誘導

- ・子育て世代や高齢者等、世代ごとの暮らし方や働き方等多様なニーズに対応した住宅の供給を、民間事業者との連携により進めていきます。
- ・緑地や農地に接する地区では、その立地を生かした環境共生型の住宅地づくりを検討します。
- ・道路や公園等基盤整備と一体になった良質の住宅、宅地の供給を促進するため、計画的な開発を誘導します。
- ・駅から離れた住宅団地等においては、建替えや改修等の機会を捉えて、バリアフリー化や耐震化等、安全、安心で快適な住環境の再生を図ります。また、既存住宅ストックの有効活用等により、生活機能を補完するために必要となる機能の誘導を図ります。

b. 魅力的な景観づくりへの誘導

- ・住宅地や幹線道路沿道、商業地等の景観について、景観計画や景観協定の制度の活用等により、街並みの形成を図ります。
- ・屋敷林や古木に覆われた緑の多い住環境を保っている中世鎌倉道周辺や川沿いでは、土地所有者をはじめとする地域と連携しながら、散策ルートの整備等、景観づくりを進めます。
- ・河川沿いのオープンスペース等、既に整備された魅力的な景観の持続的な維持管理を進めていきます。

c. 地域課題に応じたまちづくり

- ・地域発意のまちづくりについては、地区計画や建築協定等の制度、地域まちづくり推進条例に基づく組織・プラン・ルールづくり等の制度を活用するとともに、まちづくりコーディネーターを派遣するなど、地域主体のまちづくりを支援していきます。

5 人々のつながりを促す「地域の拠点」の充実

身近な交流、ボランティア活動、防災活動等の多様な地域活動の拠点を、時代の変化や地域のニーズを捉え、機能の更新や再開発等の的確なタイミングに応じて充実していきます。また、地域の拠点での活動や情報発信により、にぎわいづくりや開かれた施設づくりを進めていきます。

a. 多様な地域の拠点の充実

- ・空き店舗や空き家等を活用し、区民やNPO等の中間支援組織が自主的に運営する地域活動等気軽に集える場づくりを進めます。また、学校の余裕教室等、既存施設への子育て関連施設の整備・充実を検討していきます。
- ・区の中心的文化活動の場として、区民が集える文化施設の整備を進めます。
- ・学校グラウンドや遊水地等を活用して、健康づくりや地域スポーツを楽しめる場の充実に努めます。

b. 多様性のある公園づくり

- ・公園の改修に合わせて、高齢者や子育て世代の交流の場、災害時の地域防災機能や健康づくりにつながる施設や遊具の設置等、地域の特性やニーズに応じた施設の改善を行います。
- ・歴史資産を取り込んだ公園整備等地域文化を継承する場の保全・活用を進めます。

c. 地元密着型の商店街を生かしたまちづくり

- ・店舗のバリアフリー化やサービスの多様化を図り、魅力を高めながら商店街と協力したまちづくりを進めます。また、生活支援サービス等、区民の暮らしの幅を広げるようなコミュニティビジネスの促進を図ります。

3. 都市環境の方針

基本的な考え方

「水と緑の基本軸」と、区北部と南部の緑地や農地を中心とした「水と緑の2大拠点」を骨格にして、水と緑を身近に感じられる安らぎのある暮らしの環境づくりを、区民との協働により推進していきます。また、低炭素型のまちづくりを推進するとともに、生物多様性を身近に感じることができる環境づくりを維持・推進していきます。

① 5本の川沿いに連なる水と緑を骨格にした環境（水と緑の基本軸）づくり

5本の川（境川、大門川、相沢川、和泉川、阿久和川）と周辺に連なる緑地を、散策ルートの設定、環境整備やオープンスペースを使った活動のつながりづくり等によって、誰もが身近な水と緑の環境に親しめるようにするとともに、区民との協働により、地域の歴史的な環境や景観の整備・保全を進めていきます。

- ・境川では、整備された親水護岸を生かし水辺利用を進めます。また、中世鎌倉道沿いの緑の多い住宅地の環境を保全して、歴史的な景観と一体となった緑の保全と、歴史を生かした地域活動等の活性化を図ります。
- ・大門川では、川沿いの私有緑地の保全や水質の向上を図るとともに、区民が水辺に親しめるよう、瀬谷中央公園等と一体となった散策ルートの充実を図ります。
- ・相沢川では、南台こどものもり公園をはじめとした周辺の公園・緑地の自然環境に配慮しつつ、相沢川ウォークや川沿いの広場を中心とした、散策ルートの充実を図ります。
- ・和泉川では、自然環境の保全・再生に配慮しつつ区民が散策できるよう、源流である瀬谷市民の森から、6つの水辺空間（二ツ橋、宮沢ふれあい、東山、関ヶ原、寺ノ脇、宮沢遊水地）や周辺の公園・緑地を結ぶネットワークの形成・保全を進めます。
- ・阿久和川では、源流域である三ツ境、長屋門公園から阿久和川遊水地までを結ぶ散策ルートの充実を図ります。阿久和川遊水地は、近接する阿久和大久保原公園等の周辺の自然環境に配慮しつつ、区民が楽しめるよう整備を進めます。

② 水と緑の2大拠点（北の拠点、南の拠点）づくり

まとまった水と緑の環境のある区南北の地域については、土地所有者の協力を得ながら将来に渡って計画的な保全を進めるとともに、区民が利用しやすくなるような取組を進めます。

a. 北の拠点

- ・瀬谷市民の森は、区民の憩いとふれあいの場であるとともに、和泉川の源流域として貴重な自然環境が残されており、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区に指定するなど保全を進めていきます。
- ・上瀬谷農業専用地区については、旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携し、緑地や農地の保全、新しい営農環境の創出や充実を図りつつ、全市的・広域的な課題への対応等を検討します。

b. 南の拠点

- ・宮沢・蟹沢緑地保全地区、東山緑地保全地区、宮沢特別緑地保全地区等のまとまった緑地については、土地所有者や地域の協力を得ながら維持・保全を進めていきます。
- ・和泉川の6つの水辺（二ツ橋、宮沢ふれあい、東山、関ヶ原、寺ノ脇、宮沢遊水地）は、瀬谷区の代表的な水と緑が豊かな環境として整備されており、特に宮沢遊水地周辺の緑地については、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区に指定するなど保全を進めていきます。
- ・長屋門公園や瀬谷貉窪公園等南の拠点の核になる公園については、歴史的建築物や湧水等それぞれの特長を生かした公園づくりや、区民活動と一体となった公園の魅力ある運営を進めます。
- ・まとまった農地については、農用地区域の指定、更には横浜市独自の制度である農業専用地区の指定を目指し、農地の保全と農業振興を図ります。また、広域避難場所としての役割も維持します。

③ 身近な緑の保全・育成

区民が親しみやすい緑の環境づくりに向けて、公有地の緑の拡充と持続的な維持管理、民有地の緑の保全・育成を併せて進めます。

a. 公有地の緑化の推進

- ・公園緑地においては、地域住民と協働した緑化活動等による緑の創出に取り組みます。
- ・街路樹や駅前広場等の植栽を、歩行者に快適な空間を提供するよう充実させます。
- ・公共施設では、区の木（ケヤキ）や区の花（アジサイ）を育てていきます。
- ・区庁舎は様々な来庁者のおもてなしをする空間として、隣接する二ツ橋公園と一体となった魅力ある花と緑の空間づくりに取り組むとともに、地域住民と協力して区を代表する施設として持続的なマネジメントを進めます。

b. 民有地の緑の保全・育成

- ・一定規模以上まとまりのある樹林地については、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や緑地保存地区等の緑地保全制度の指定による保全を進めます。
- ・生け垣や庭木等の宅地内の緑化を促進します。
- ・地域住民に古くから親しまれている樹木や故事来歴のある樹木を、名木・古木として指定登録し保存します。
- ・市街地の農地については、身近な緑として保全や活用に向けて、土地所有者に働きかけていきます。

④ 地域で取り組むネットワークづくり

地域の水循環、植生や生物相等の特性を生かしながら、近隣市区との連携を視野に流域の地域で協力して、まちと共存する自然を保全していく取組を進めます。

a. 流域での水循環の再生

- ・水源となる湧水を保全するとともに、流域の住宅地を中心とした雨水浸透を進め、健全な水循環の再生を図ります。
- ・水域の多様な生物の生息環境を保全し、水質の自然浄化能力を高めていきます。

b. 環境と調和した開発への誘導

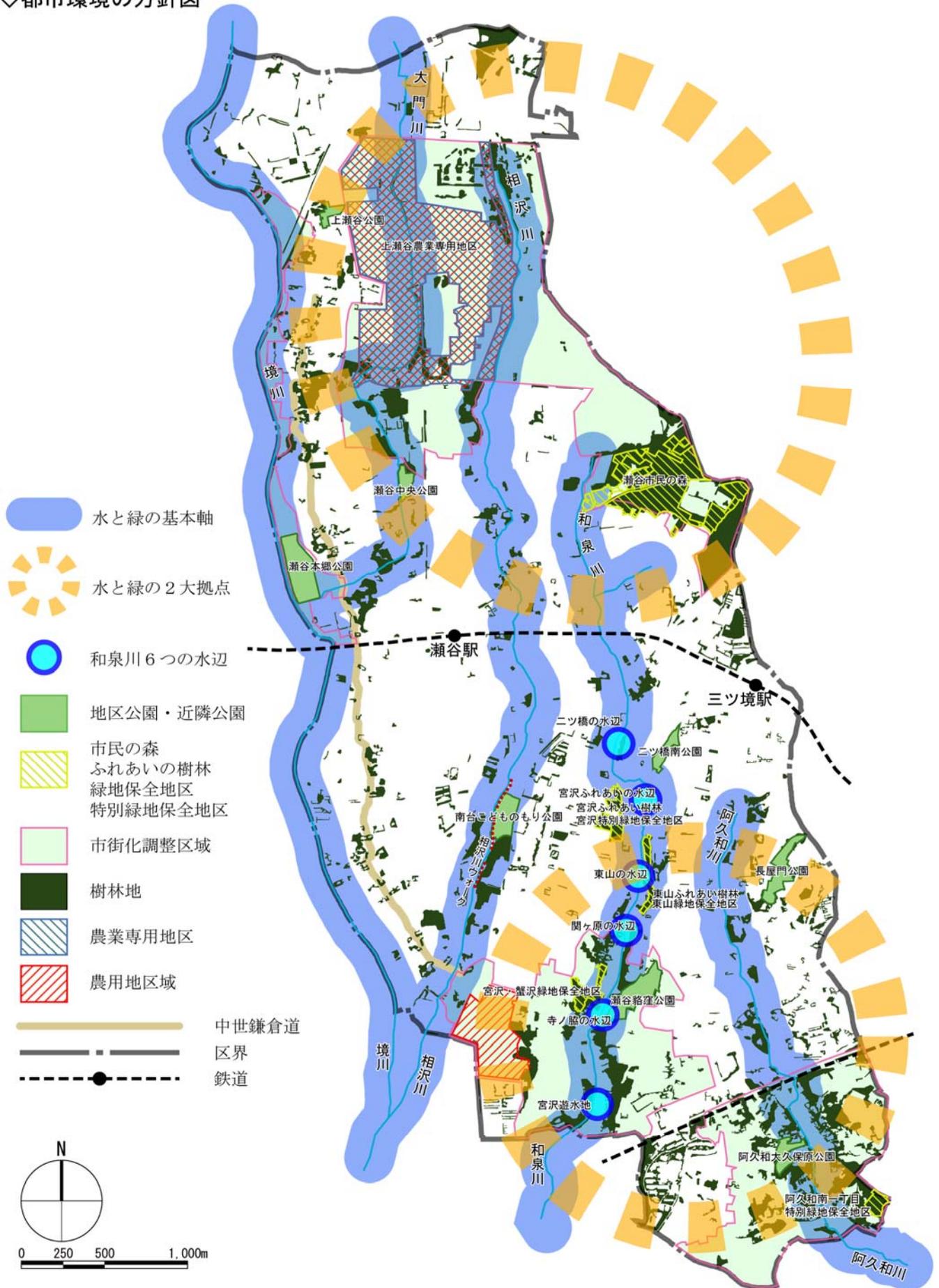
- ・開発や土地利用の転換等の際には、緑地の保全に関する協定を締結し、開発区域内の緑地保存を進めるとともに、新たな植栽、生け垣や屋上緑化等できる限り緑地を確保するよう誘導します。

⑤ 地球環境問題に対応した低炭素型のまちづくり

豊かな水と緑の環境の創出とともに、環境に優しいライフスタイルを支える仕組みづくりと基盤整備を一体的に推進していきます。

- ・再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム、HEMSの導入や、CASBEE横浜（横浜市建築物環境配慮制度）の普及等の事業を活用し、エネルギー効率のよい都市施設・建築物への転換を図ります。
- ・民間事業者との連携や、市民相談等の充実により、省エネルギー住宅、長寿命住宅等への転換を図ります。
- ・道路、上下水道等の施設の長寿命化と環境配慮型施設への転換を進めます。
- ・公共交通をより利用しやすいものとするとともに、より安全で快適な自転車や徒歩による移動を可能にする環境整備や仕組みづくりを進めます。
- ・燃料電池自動車等をはじめとした次世代自動車の普及促進を図ります。
- ・樹林地、農地、河川の環境保全を推進するとともに、公園の整備、屋上・壁面緑化、すず風舗装（保水性舗装や遮熱性舗装）等の環境に配慮した技術の導入により、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。

◇都市環境の方針図



4. 都市交通の方針

基本的な考え方

歩行者や自転車にとって安全で快適な交通環境を確保しながら、広域的な交通や、地域内の交通を担う道路の整備を進めます。また、地区間を連絡するルート of 整備や狭あい道路の拡幅整備を進めます。あわせて、地域の移動手段の充実を図り、誰もが安全で気軽に外出できる環境を整えます。

また、旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携し、必要な道路、公共交通等の基盤整備を検討します。

① 道路網の整備

首都圏、横浜市、地域の自動車交通円滑化に向け、都市計画道路等の道路網整備を進めます。整備にあたっては、低騒音舗装、街路樹の植栽等により、沿道環境に配慮したものにします。また、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、交通ネットワークを検討していきます。

a. 幹線道路の整備

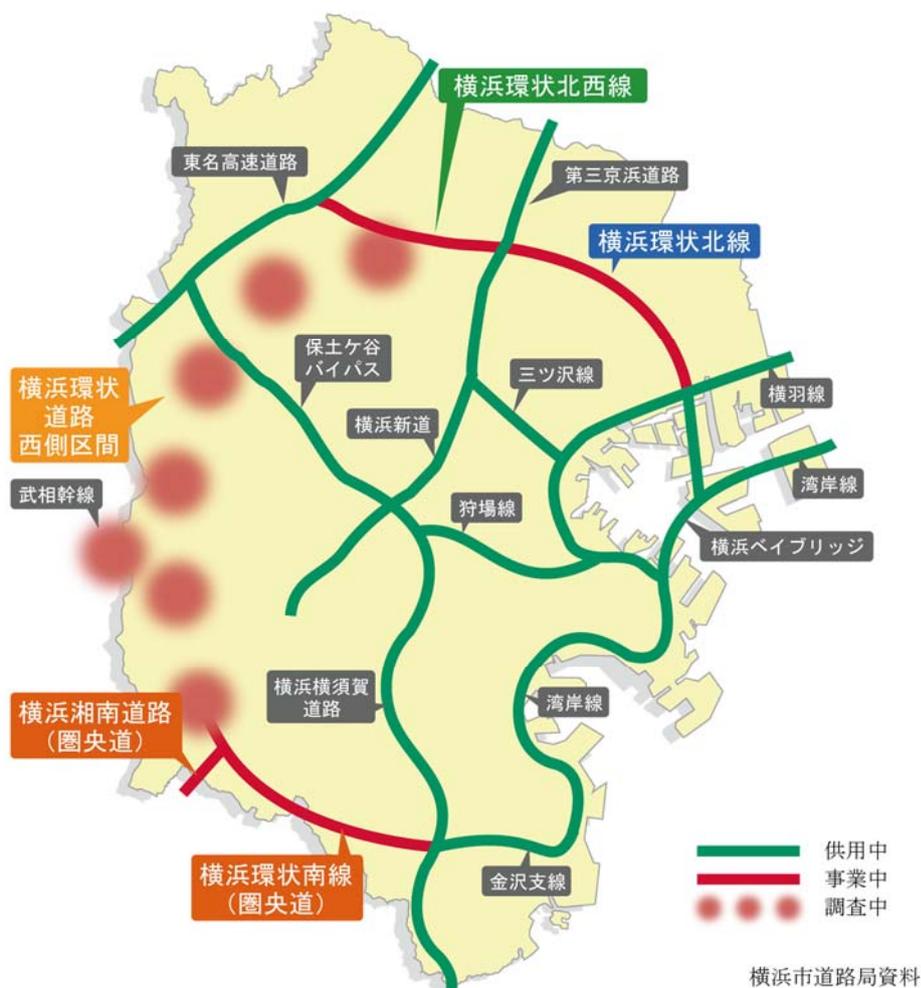
- ・広域的な交通ネットワークの一端を担うとともに、駅へのアクセスをスムーズにする南北方向の幹線道路として環状3号線、環状4号線の整備を推進します。
- ・環状3号線の整備にあたっては、県道阿久和鎌倉、県道瀬谷柏尾等の周辺道路との円滑な接続を図ります。
- ・横浜厚木線（厚木街道）の拡幅、三ツ境下草柳線、希望ヶ丘瀬谷線や瀬谷駅南口線の整備により、相模鉄道本線の北側、南側それぞれで駅周辺へのアクセスを高めます。
- ・相模鉄道本線による地域分断、踏切横断の危険及び交通渋滞の解消を図るため、瀬谷地内線の整備や立体交差化等を行います。
- ・国道16号線（北町付近）の整備により、インターチェンジアクセスと隣接市との連絡強化を図ります。
- ・中田三ツ境線の整備により、隣接区から区南部へのアクセスをさらに高めます。

b. 主要な地域道路、生活道路の整備

- ・瀬谷団地連絡道路等の整備により、区北部の循環ルートを形成するような地域の主要道路の整備を進めます。
- ・狭あい道路整備促進路線を中心に、道路幅員を4m確保するよう区民と協力して拡幅整備を進めます。

c. 広域的な交通の充実

- ・横浜環状道路西側区間については、関係する高速道路の整備状況や区内外の道路交通情勢を見極めながら、整備を検討します。



② 利用しやすい公共交通網の充実

環境への負荷を低減し、低炭素型のまちづくりを実現するため、三ツ境駅、瀬谷駅を拠点として、多くの区民にとって利用しやすい、地域特性に合わせた公共交通サービスの実現を目指します。

a. バスを中心にした公共交通の充実

- ・既存バス路線を含めて、バス事業者と協力して、利用しやすいルートや運行時間の検討を進めていきます。
- ・都市計画道路の整備等に合わせ、バス路線の導入等を検討します。
- ・高齢者や障害者に配慮した低床バスや環境負荷の小さなバス等の導入を誘導します。

b. 地域特性に合わせた交通サービスの導入

- ・地域交通サポート事業等を活用し、地域に適した交通手段の導入を検討します。

c. 交通ターミナルの充実

- ・瀬谷駅南口では市街地再開発事業等により、駅前広場等の整備を図ります。
- ・三ツ境駅南口では、横浜厚木線（厚木街道）の拡幅整備の機会を捉えて、交通ターミナル機能の充実を検討します。

③ 自転車の利用しやすい環境づくり

比較的なだらかな地形特性を生かし、自転車利用も考慮した、ニーズに合った環境づくりを進めます。

- ・駅付近、公共性の高い施設等に、民間施設での整備も含めて、駐輪場の設置を誘導します。
- ・環状3号線及び環状4号線をはじめとした駅へのアプローチにもなる道路については、自転車も快適に利用できるよう整備を進めます。
- ・境川等の川沿いの道は、歩行者にとっても貴重な通行スペースであるため、自転車と歩行者の安全な通行環境を確保しつつ、隣接する市や区との連続性を考慮した整備を進めます。

④ 安心できる歩行環境づくり

主要な地域道路や公共施設・商店街の周辺等を重点的に歩行空間の確保を進め、安心して快適に歩くことができるネットワークを広げていきます。

- ・歩行空間が十分とれていない道路では、順次歩道を整備するとともに、看板の撤去やカラー舗装、無電柱化等により、歩行空間の確保を進めます。
- ・多くの人を利用する駅、公共施設、学校や公園周辺等では、重点的にバリアフリーを推進した歩行空間を確保するとともに、無電柱化等により安心できる歩行環境づくりに配慮します。
- ・商店街周辺等では、商店街の協力を得たり、店舗の建替え等の機会を捉えたりしながら、商店や沿道施設のバリアフリー化の促進を図るとともに歩行空間の整備を検討します。
- ・まちかどや坂道に散歩等の途中で休憩がとれるような場を設けます。

5. 都市防災の方針

基本的な考え方

災害に強い市街地整備やライフライン施設の防災性強化等を進めます。また、「自助」、「共助」、「公助」による防災・減災のまちづくりを進めます。

① 水害に強いまちづくり

- ・ 5本の川では、未改修の護岸や遊水地の整備等治水対策を進めます。また、雨水幹線をはじめとした下水道整備により、水害に強いまちづくりを進めます。
- ・ 局所的な大雨による内水被害等への対応を行うとともに、流域全体での水循環を再生させるため、建物等での雨水貯留、歩道や駐車場の透水性舗装や敷地内での浸透施設の設置を進めます。
- ・ 内水・洪水ハザードマップ等を活用し、区内の浸水リスク等の啓発を進めます。

② 地震や火災に強いまちづくり

- ・ 幹線道路沿いの建物の不燃化を進め、延焼遮断帯を形成するとともに、耐震化を進め、避難路・緊急輸送路の確保を図ります。
- ・ 狭あい道路整備促進路線を中心に道路幅員を4m確保するよう区民と協力して拡幅整備を進めます。
- ・ 住宅その他の民間建物の耐震診断、耐震改修を支援します。
- ・ 上下水道、ガス、電気、通信等ライフラインの耐震性の向上や早期復旧体制の確立やエネルギー供給の多重化を、事業者と連携しながら進めます。
- ・ 円滑な消防活動ができるよう防火水槽の計画的整備や消防水利として河川を活用するための整備を進めます。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域等崖崩れが予想される区域について、助成金制度の活用等により安全対策を進めます。

3 防災体制の充実

- ・まちの防災組織や地域防災拠点等を対象とした防災訓練等を通じ、地域防災の担い手の育成を進め、地域の防災力を高めます。
- ・身近な公園における防災施設の整備と、地域活動等による定期的な利用を通して、発災時における対応力を高めるとともに防災への理解を深めていきます。
- ・土地所有者の協力を得ながら防災協力農地の拡充を図り、被災時における災害復旧活動等に活用できるオープンスペースの確保を進めます。
- ・避難ルートの確保や安全点検等災害への備えを地域と共に進めます。
- ・発災時には区内の公共施設を、施設の協力を得ながら必要に応じ、特別避難場所や帰宅困難者一時滞在施設等の支援施設として活用します。

4 区民との協働による防犯や交通安全の取組

- ・子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを重視し、防犯や交通安全対策等に関する地域での取組に対し、学校や警察とも連携して支援します。
- ・防犯対策を強化するため、区民との協力による防犯パトロールや防犯ステーションを拠点とした活動を進めていきます。また、地域の実情に合わせて防犯灯の新規設置を行います。
- ・防犯・防災上課題のある老朽化の著しい空き家等について、地域住民の協力を得ながら適切に対応していきます。